

会議名 第10回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育委員会教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局(担当課)	教育委員会教育総務課	
開催日時	平成18年11月8日 午前9時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	中島 章皓(委員長)、月岡 透(委員長職務代理者)、 松木 正一、三神 和子、日高 芳一(教育長)
	その他	教育委員会事務局次長、教育委員会教育総務課長、 学校運営課長、教育改革推進課長、教育指導課長、 中央図書館長、統括指導主事
	事務局	教育委員会教育総務課庶務係長、教育委員会教育総務課庶務係 主査、
公開の可否	公開 傍聴人数 0人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	1. 協議事項 いじめ自殺予告について	

審議経過

委員長)

第10回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は月岡委員と三神委員にお願いいたします。

(1) 協議事項第1号 いじめ自殺予告について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見をお願いします。

委員)

先生、校長にいじめのことを言ったとあるので、言われた先生や校長にはわかるのではないですか。情報はないですか。

教育指導課長)

学校や教育委員会への相談等対応中のものが3件ですが、これらについては子どもの様子や文字などかなり詳しく調べました。その結果該当しないと判断しました。これらの他に事例はありません。ズボンをおろした事例もありません。

委員)

今までの自殺をした他の事例ととてもよく似ていると思いました。

委員)

6日20時50分に都教委より連絡が入ったとのことですが、受けたのは教育指導課長ですか。

教育指導課長)

指導主事が電話で受け、手紙がファクシミリで送られてきました。

委員)

21時15分課長ほか全員で対応協議とある全員とはだれですか。

教育指導課長)

教育指導課長、指導主事全員です。

委員)

教育長、次長に連絡したのはいつですか。

教育指導課長)

可能性のあるものについて検討した結果該当しないと判断したので、教育長、次長に報告したのは翌朝8時です。

委員)

遅いと思います。まず一報は当日にするべきだと思います。

教育指導課長)

申し訳ありません。

委員)

校長への連絡も、その日の内に電話をした方がいいと思います。できるだけ早く全員が同じ情報を共有することが大事です。マスコミから問い合わせが来る前に考える時間も必要だと思います。

教育指導課長)

いただきましたご意見を受け止め、今後の対応を改めて考えてまいります。

委員)

ファクシミリの場合、不明瞭だったり誤って送ったりする可能性もあるので、重要な文書の場合は学校から取りに来るように指示してもいいと思います。

委員)

その後の対応は良かったと思います。ファクシミリの番号など校長の緊急連絡網を作っておくといいと思います。

委員)

今までの説明からは豊島区教育委員会がいじめに対してどのような姿勢をとるかが浮かんできません。これは予告への対応ということだと思いますが、世間に豊島区教育委員会はいじめに対してどのような教育をしているか、保護者に対してどのように説明しているかなどをもっと打ち出した方がいいと思います。また、今回の件で保護者への対応はどのようにしますか。

教育指導課長)

豊島区教育委員会としてのいじめの認識と対応についてホームページに掲載するように準備をしているところでした。今まで学校向けには説明をしてきましたが、区民、保護者への説明は足りなかったかと思います。校長会で保護者宛の文書の案を検討し、小学校は今日配布することになっています。豊島区教育委員会としての保護者への文書をどのように出すかを明日の校長会で説明するよう今準備しています。

委員)

いじめに限らず、道徳教育でどのようなことに力を入れてきたか、教員が日々心を配ってきたこと、保護者とどのような関係を築いてきたかなどを出した方がいいと思います。

教育指導課長)

準備中のホームページは文部科学省、都教育委員会の見解に基づいて作成していますが、最後の部分で保護者、地域のみなさまへとして、いじめられている子ども、いじめている子どものサインを示して、まず学校へ知らせしてほしいということや教育指導課、教育センター、教育相談の電話番号などを記載してします。近々、出したいと思います。

委員)

中学校では担任との面談の機会があるのではないのでしょうか。

教育指導課長)

進路相談があります。3年生に限らず実施しています。進路相談の時期と重なっている学校では、そこでいじめに関する聞き取りを行っています。

委員)

その中で出てきたものはありますか。

教育指導課長)

今週の月曜日から個別面談を始めた1校から情報をもっています。その学校では、いじめが起きており現在対応中ですが、ほかのいじめは出てきていません。

委員)

進路相談は全中学校でやっているのですか。

教育指導課長)

はい。

委員)

進路相談の中で、進路以外のいろいろな相談もできるというシステムですか。

教育指導課長)

今までは進路に限定されていたと思いますが、その学校では進路相談の中でいじめについても聞き取りをしようと方針を改めたということです。

委員)

今まで進路以外のことを話すチャンスが子どもにありましたか。

教育指導課長)

その学校は暴力的なことも起きていたので、1学期にも校長も加わって生命尊重の立場で生徒の個別面談をしております。面談にはそれぞれ目的があり、今回のように進路相談の中でもいじめについて聞いていこうというのは新たな取組です。

委員)

前回の教育委員会で、チャンネルをいくつか作り、子どもたちにわかるような状態にしておいた方がいいと話しました。1つのチャンネルではそこが詰まってしまったときに深刻になってしまうので、複数のチャンネルがあることを子どもに知らせておくことがポイントだと思います。いじめの定義で件数が変わってくるわけで、都道府県や区市町村、学校が悪いと言われるのは本意です。ただ、いじめの定義についての議論は実のあることだとは思わないので、どこにでもいじめはあると認識して、深刻にならないうちに解決させることが大切だと思います。

教育指導課長)

人権擁護委員会はカードを出しています。総務課がそちらに問い合わせをしたところ、豊島区からは一切相談は来ていないとのことでした。警視庁へは1件いじめについての相談があったそうですが、把握しているものと同じものでした。11月9日の校長会で相談の窓口についても知らせることができるものを作成し配布します。

委員)

事件が起こるといろいろな文書や通達が出るのですが、しばらくすると意識が薄れていきます。いじめがなくなることはないので、常に注意するようにはどうしたらいいかを考えなければならないと思います。

教育指導課長)

中学校 8 校がアンケート調査を実施します。今まであまりしたことがありませんでしたが、今後は継続して生徒の生の声を聞くようにしていきたいと思います。

委員)

アンケートを定期的の実施することで抑止力にもなると思います。いろいろな方法を継続することが大事だと思います。

委員)

予算の面は大丈夫ですか。予算上の制約のためにできないということがないようにしてください。

委員)

当面の対応をもう一度整理して教えてください。

教育指導課長)

学校の深夜の巡回を増やします。今日、指導主事が中学校を訪問し指導します。9日に臨時校長会を開催。10日から12日までは終夜校舎1階の照明を点灯します。11日は校長、副校長、主幹が学校に待機し、指導主事が訪問します。

委員)

校舎の施錠を徹底してください。

学校運営課長)

校舎は大丈夫だと思います。校庭は侵入を完全に防ぐことができないので巡回をします。

教育長)

豊島区で起きているいじめとは限定できませんが、11日に学校で自殺しますと書かれているので、それを防ぐことを第一に考えて取り組んでいます。警察の巡回強化も依頼しています。中学生の場合、中学校に入れないと小学校へ行くことも考えられます。校舎内に自由に入れないように万全を期します。いじめは隠れているので、学校に再点検するように指示しました。また、近接区、私立学校へも連絡しました。

委員)

今回のことが落ち着いたら、各学校で総括をし、学校はいじめを放っておかない、真剣に取り組むということを子どもたちに知らせるべきです。逆にいじめを防ぐチャンスにしてほしいと思います。

委員長)

他よろしいでしょうか。

(委員全員 協議事項了承)

(午前10時30分 閉会)